

由 利 本 荘 市 公 告

令和５年 農振公告第１６号

旧農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号）第１８条第１項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第１９条の規定により公告し、その関係書類を次により常時縦覧に供する。

令和５年１０月１８日

由利本荘市長 湊 貴信

農用地利用集積計画の縦覧場所

由利本荘市尾崎１７

由利本荘市産業振興部農業振興課